

柏崎市オープンカウンター方式実施（試行）要領

（趣旨）

第1条 この要領は、市が発注する物品購入の随意契約において、オープンカウンター方式を実施するための取扱いについて、柏崎市財務規則（平成16年規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において「オープンカウンター方式」とは、物品購入の随意契約において、見積書を徴する相手方を特定せずに案件を公開し、一定の資格を有する契約希望者から見積書の提出を受ける方式をいう。

（対象）

第3条 オープンカウンター方式の対象となる物品購入は、予定価格10万円以上150万円以下の案件とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、オープンカウンター方式の対象としないことができる。

- (1) 納入期限までの期間が短く、充分な見積期間が確保できないとき。
- (2) オープンカウンター方式により見積書を徴することが不適当であると市長が認めたとき。

（参加資格）

第4条 オープンカウンター方式により見積書の提出ができる者は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 柏崎市物品入札参加資格審査規程（平成8年9月告示第93号）第6条第1項に規定する入札参加資格者名簿において、市が発注する物品の調達等の内容に対応する業種で登録されている者であること。
- (3) 対象案件の公表から見積書提出期限までの期間に、柏崎市物品調達に係る業者等指名停止措置要領（平成22年制定）による指

名停止等を受けていない者であること。

- 2 前項に定めるもののほか、市長は、対象案件ごとに必要な要件を定めることができる。

(対象案件の公表)

第5条 オープンカウンター方式の対象となる案件は、市ホームページへの公表により行うものとする。

- 2 前項の規定により公表する事項は、案件番号、案件名、仕様、納入期限その他必要事項とする。

(質疑書の提出)

第6条 オープンカウンター方式により見積書の提出をしようとする者が、仕様等についての質疑がある場合は、案件ごとに示す期間内に、質疑書を、電子メール又は持参の方法により、契約検査課に提出することができる。

- 2 質疑書に対する回答は、原則、質疑書提出期限の日から起算して3日以内（柏崎市の休日を定める条例（平成元年条例第31号）に規定する市の休日（以下「閉庁日」という。）を除く。）に市ホームページで公表する。

(同等品による見積り)

第7条 仕様において「同等品可」とする物品は、例示品として示したメーカー・型番の品目のほか、それと同等以上の物品（以下「同等品」という。）を選定して、見積書を提出することができる。この場合は、案件ごとに示す期間内に、同等品確認申請書兼承認書に必要書類を添えて、電子メール又は持参の方法により、契約検査課に提出し可否の判断を受けること。

- 2 同等品可否決定の通知は、原則、同等品確認書兼承認書提出期限の日から起算して3日以内（閉庁日を除く。）に市ホームページで公表する。

(見積書の提出)

第8条 オープンカウンター方式により見積書の提出をしようとする者は、案件ごとに示す期間内に、見積書（兼仕様書）を、電子メール又は持参の方法により契約検査課に提出しなければならない。

- 2 提出した見積書の書換え、引換え又は撤回することはできない。

(無効な見積書)

第9条 次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

- (1) 参加資格の要件（第4条第1項に規定する要件及び同条第2項の規定により市長が定めた要件をいう。）を満たさない者が提出した見積書
- (2) 見積書提出期間外に提出された見積書
- (3) 同一人が同一案件に対して行った2通以上の見積書
- (4) 指定の様式以外の見積書で提出した見積書
- (5) 第7条による同等品の承認を受けていない物品による見積書
- (6) 見積金額その他記載事項を訂正した見積書
- (7) 記載すべき事項の記入のない見積書又は記入した事項が明らかでない見積書
- (8) 連合その他不正の行為があったと認められる見積書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、見積条件等に違反した見積書

(契約の相手方の決定)

第10条 見積書の開封は、見積書提出期限後直ちに行い、有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格を提示した者を契約の相手方として決定する。この場合において、最低の価格の見積書を提出した者が2者以上あるときは、当該契約事務に關係のない本市職員にくじを引かせて契約の相手方を決定するものとする。

- 2 見積書の提出が1者のみであっても有効な見積書の徵収とする。
- 3 契約の相手方を決定したときは、契約の相手方として決定された者に対し、電子メールその他の方により連絡するものとする。

(契約の相手方となるべき者がいなかった場合の手続)

第11条 予定価格の範囲内で有効な見積書を提出した者がいない場合は、不調とする。

(見積結果の公表)

第12条 見積結果は、市ホームページに掲載し公表する。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年1月16日から実施する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から実施する。